

刈谷市における土壤汚染に係る報告について

当社は、刈谷市内のガソリンスタンド跡地において、土壤汚染等調査を実施したところ、鉛およびその化合物による土壤汚染が判明しました。このことについて、当社から本日、県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号。以下「条例」という。）第39条第2項に基づき報告をしました。

汚染が判明した場所は、コンクリート舗装で覆われており、汚染土壤の飛散・流出や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

今後、給油タンクを始めガソリンスタンドの設備を撤去した後、再度、コンクリートによる舗装を予定しています。

1. 調査対象地

光南工業株式会社 刈谷サービスステーション 跡地
刈谷市昭和町二丁目18番

2. 報告内容

(1) 報告年月日

2020年6月18日（木）

(2) 調査実施期間

2019年12月22日（日）から2020年6月17日（水）まで

(3) 調査結果

ア 土壤ガス

全ての調査地点で検出されませんでした。

イ 土壤溶出量

全ての調査地点で条例に規定する土壤溶出量基準に適合していました。

ウ 土壤含有量

次表のとおり条例に規定する土壤含有量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壤溶出量 基準	基準超過土壤 検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注2}
鉛及び その化合物	10000mg/kg (66.7倍) ^{注1}	150mg/kg 以下	0～1.6m	4／10

注1：（ ）内は土壤含有量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

(4) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、コンクリート舗装で覆われており、汚染土壤の飛散・流出のおそれはありません。

3. 今後の対応

当社は、給油タンクを始めガソリンスタンドの設備を撤去した後、再度、コンクリートによる舗装をすることで、汚染の拡散を防止します。

4. 調査対象地の概要

(1) 調査対象地の面積

994.49 m²

(2) 調査対象地の利用状況

光南工業株式会社刈谷サービスステーションは、1964（昭和39）年12月頃から2020（令和2）年3月までガソリンスタンドの敷地として利用され、ガソリンに含有されていた、ベンゼン・鉛及びその化合物の使用、保管の履歴がありました。

【本件に関する連絡先】

光南工業株式会社　SS部　電話：0565-57-1122